平成２８年度第２次補正　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞

並びに同補助金＜台風激甚災害対策型＞補足資料

１．小規模事業者持続化補助金＜一般型＞について

　　詳細につきましては、同補助金公募要領をご確認下さい。

（１）対 象 者　　小規模事業者持続化補助金（台風激甚災害対策型）の申請

対象者以外で商工会地区に所在する小規模事業者が対象

（２）受付開始　　平成２８年１１月４日（金）

（３）受付締切　　平成２９年１月２７日（金）〔締切日当日消印有効〕

（４）補助事業期間　　採択決定日から平成２９年１２月３１日（日）

（５）補助率等　　補助率２／３、補助上限額５０万円

なお、①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組みについては、１００万円に、

また複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合、

１００万円から５００万円（連携する小規模事業者数×補助

上限額））

（６）前回公募からの変更点　①　従業員の賃金を引き上げる取り組みについて、前回の公

　　　　　　　　　募では、審査時の加点要素でしたが、今回の公募では補助

上限の引上げ（１００万円）となっております。

　　　　　　　　②　補助対象経費「機械装置等費」について、一定の要件が

付されますが、購入単価の制限の撤廃と中古品の購入が可

能となっております。

③　補助対象経費「広報費」について、他社の運営するイン

ターネットモールへの出品固定費は補助対象となっており

ます。

④　「補助事業計画の有効性」の審査項目に、新たに「ＩＴ

　を活用する取り組みが認められるか」が追加されています

ので、本件を加えた方が採択が有利になります。

　　　　　　　　⑤　審査において過去に採択された事業者につきましては、

　　　　　　　　　補助事業実施回数に応じて段階的に減点調整が行われます。

２．小規模事業者持続化補助金＜台風激甚災害対策型＞について

　　詳細につきましては、同補助金公募要領をご確認下さい。

（１）対 象 者　　台風第１０号による甚大な被害により顧客や販路の喪失と

いう状況に直面した激甚災害（局激）の指定を受けた地方自

治体（商工会地区では、岩泉町のみ対象）に所在する小規模

事業者（直接被害並びに間接被害どちらも可）

（２）受付開始　　平成２８年１１月４日（金）

（３）受付締切　　第１次締切：平成２８年１２月２日（金）

第２次締切：平成２９年１月２７日（金）

〔どちらの締切も締切日当日消印有効〕

（４）補助事業期間　　採択決定日から平成２９年１２月３１日（日）

（５）補助率等　　補助率２／３、補助上限額１００万円

なお、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合、２００万円から１，０００万円（連携する小規模事業者数×補助上限額））

（６）特記事項　①　第１次締切分における採択事業者に限り、平成２８年８

月３１日以降に発生した費用について補助対象経費となり

ます。

②　補助対象経費「車両購入費」について、買物弱者対策以

外の販路開拓のための車両購入も認められます。

③　補助対象経費「機械装置等費」について、一定の要件が

付されますが、購入単価の制限の撤廃と中古品の購入が可

能となっております。　※一般型と同様です。

④　補助対象経費「広報費」について、他社の運営するイン

ターネットモールへの出品固定費は補助対象となっており

ます。※一般型と同様です。

　　　　　　　　⑤　審査において直接被害の事業者に対し政策的観点から加

点がされます。

３．共通事項（＜一般型＞並びに＜台風激甚災害対策型＞での共通内容）

（１）補助対象者　　法定会員であれば全て補助対象者となるものではありませ

んので補助対象資格要件について特に次の点にご留意下さい。

　　　　　　　　①　商工会地域内で事業を営んでいることが要件です。

　　　　　　　　②　会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例

　　　　　　　　　有限会社）並びに商工業を行っている個人事業主のみが対

象となりますので、企業組合、協業組合、農事組合法人は

対象者ではありません。

　　　　　　　　③　複数の事業を行っている事業者の場合には業種判別は売

　　　　　　　　　上額が一番大きい業種での判別となりますので、特に農業

収入が一番大きくないか確認をして下さい。事業以外の収

入が一番大きい場合には申請は出来ません。

　　　　　　　　④　小規模事業者であるかの判定では、申請事業者が複数の

　　　　　　　　　店舗・工場等で事業を営んでいる場合、全店舗・工場等の

常時使用する従業員数の合計により小規模事業者であるか

判定して下さい。

（２）取組事例　①　新たな販促用のチラシやパンフレットの作成

　　　　　　　　②　集客力を高めるための店舗改装

　　　　　　　　③　商品開発、商品ﾊﾟｯｹｰｼﾞや包装紙等の改良（デザイン代・

版代のみ補助対象）

※販売を目的とした製品・商品等の生産に係る経費は補

助対象外です。

　　　　　　　　④　商談会、展示会出展

　　　　　　　　⑤　ネット販売システム構築、等

（３）補助対象経費・内容　　前回までの申請において、補助対象経費として認められていない経費科目（例えば、人件費）で申請される例や補助対象経費として認められないと公募要領で明記されている内容（例えば、機械装置等費でのパソコン）を申請するケースがありましたので、補助対象経費・内容について十分に確認し支援を行って下さい。

（４）応募先　　岩手県商工会連合会　企業支援グループ　地方事務局　宛

（〒020-0045　盛岡市盛岡駅西通1丁目3-8　℡019-622-4165）

（５）審査・採択　　公正な審査を行うため、全国商工会連合会にて採択審査委

員会を設置し、審査及び採択を行います。

（６）その他　①　掲示しました公募要領について、現在中小企業庁より細

かな指摘を受けていることから、来週に改訂版を改めて掲

示する予定です。

なお、内容が変更されるような大きな修正箇所はありま

せん。

　　　　　　　　②　前回の持続化補助金の申請では、申請書類データと併せて「Faceシート」（エクセルデータ）にて申請事業所等データを提出頂いておりましたが、今回は、ＷＥＢシステムによる入力となります。

なお、システムにつきましては改めてご連絡します。

③　ご不明の点については、担当者あてお問い合わせ下さい。